最終更新日：2019年6月21日

GMB株式会社
代表取締役社長 松波誠
問合せ先：総務部 0745-44-1911
証券コード：7214
https://www.gmb.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

GMBグループは、創業以来の社訓であります"和"の精神の下、所属する自動車事業分野の発展に貢献し持続可能な企業を実現するために、全てのステークホルダーの皆様との協働を通じて、有意義な目的と明確な価値観と未来のイメージを共有し、イノベーションとチャレンジを続けて参ります。
そのために、GMBグループの企業価値・株主価値の最大化に努めると伴に、企業としての社会的責任を果たし、企業価値の持続的向上を図ることを経営の基本方針としております。
変化の激しい自動車産業界において、自動車部品メーカーとしてグローバルな競争が一層激しさを増すことが予想されることから、「規範の遵守」・「透明性」・「説明責任」・「企業倫理の浸透」をコーポレートガバナンスの根幹とし、内部統制の整備・強化と経営の客観性と迅速・果断な意思決定に努めて参ります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【原則1－2 株主総会における権利行使】
補充原則1－2－4
　議決権の電子行使について、インターネットによる議決権行使の利便性、必要性、社会情勢等を総合的に判断しながら検討して参ります。また、召集通知の英訳は、2019年3月末時点での外国人株主比率が1.9%のため、業務・効率性の面から現状未実施ですが、今後20%を超えた段階で実施を検討いたします。

【原則3－1 情報開示の充実】
補充原則3－1－2
　2019年3月末時点での外国人株主比率が1.9%のため、業務・効率性の面から英語での情報の開示・提供を未実施ですが、今後20%を超えた段階で株主総会召集通知・決算説明資料等の英語での情報提供実施を検討いたします。

【原則4－1 取締役会の役割・責務(1)】
補充原則4－1－2
　当社は経営環境の変化に対応し、迅速果断に経営判断を行うと伴に、当社の企業戦略や財務状況等を株主や投資家により良く理解頂く為に、成長戦略等のビジョンを開示し、事業年度毎の業績の見通し等を公表する事としております。
　現在当社では中期経営計画等を公表しておりませんが、経営会議において中長期目標を含む経営計画について検討し、進捗状況の検証と、成長戦略・中長期目標の見直しを行っております。取締役会では、経営会議での検討状況や見直しの状況について監視・監督を行っております。

補充原則4－1－3
現在当社では、明文化したCEO等の後継者計画は定めておりません。しかしながら、代表取締役社長等の後継者計画は重要な検討課題と考えており、今後取締役会は、十分な時間をかけ計画的に行われていくよう、また、社外取締役・社外監査役等で構成される任意の諮問委員会の意見・提言を受け、審議・決定していくよう適切に監督してまいります

【原則4－11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
補充原則4－11－3
　当社では、社外取締役や監査役会の意見に基づき取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、運営方法の改善等に結びつけております。今後、各取締役の自己評価に基づく分析・評価や社外取締役・社外監査役等で構成される任意の諮問委員会による意見や評価等を通じ、取締役会全体の評価について透明性・客観性を確保する事を検討してまいります。尚、結果の概要に係る開示についても、今後の検討課題として認識しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1－4 政策保有株式】
　当社では、政策保有する上場株式について、その保有方針、議決権行使基準を取締役会において制定しています。
(1) 政策保有に関する方針
　当社の純投資目的以外の政策保有株式は、業務提携や取引の維持・強化による当社企業価値向上に資する観点から、毎年、保有目的の合理性を経営会議で検証し審議し、保有する意義が乏しいと判断したものについては、適宜株価や市場動向等を勘案し、売却を検討し、その内容を取締役会に報告し保有継続、売却の是非を決議します。

(2) 政策保有株式に係る議決権行使基準
　政策保有する会社の議案が当社の保有方針に適合するかどうか、発行会社の経営の効率化や中長期的な企業価値の向上に繋がるかどうかを総合的に判断して議決権を行使します。個別の銘柄に応じた総合的な判断が必要なため、現時点において統一的基準は設けておりません。

【原則1－7 関連当事者間の取引】
　当社は役員(取締役・執行役員)及びその近親者(二親等以内)や主要な株主との間で関連当事者取引を行う場合は、取締役会において社外取締役や監査役からの意見を求め、審議・承認をする旨を取締役会規程に定めております。またその状況等について、適宜、取締役会への報告を

求める事としております。尚、関連当事者取引が発生した場合には、会社法・金融商品取引法等関連する法令及び証券取引所が定める規則に従い開示します。

【原則2－6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
当社は、確定給付企業年金制度において、適正な運営を図るため、積立金の運用が従業員の安定的な資産形成に加え、当社の財政状態にも与えることの重要性を認識し、政策的資産構成割合を定めています。また、当該担当者として資産運用に必要な経験等を有する人材を配置し、運用を委託する運用機関より 定期的に運用状況やスチュワードシップ活動等に関する報告をうけ、外部の専門家の意見も取り入れながら管理しています。

【原則3－1 情報開示の充実】
(1) 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
新たな自動車技術に対応した「価値」と「サービス」の創造にむけたトップメッセージ・企業理念を当社ホームページにて開示しています。また、今後の成長戦略として、「新市場の開拓」と「高付加価値製品の投入」を重点施策と定め、各事業年度毎の業績見通しを年次報告書として当社ホームページで開示しています。

(2) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
コーポレートガバナンスの基本方針を当社ホームページ、コーポレートガバナンスに関する報告書及び有価証券報告書に記載しています。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
取締役及び監査役の報酬については、基本報酬(定額報酬で役員賞与は廃止)とし、株主総会で承認された範囲内において、社外取締役・社外監査役等で構成される任意の諮問委員会の意見や評価を反映し、その額及び配分を取締役については取締役会、監査役については、監査役会の協議により決定しています。
また、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の対象取締役等を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度を導入することといたしました。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
当社は、経営陣幹部の選任と取締役候補者の選任に当たって、人格・識見・能力等を検討し、社外取締役・社外監査役等で構成される任意の諮問委員会の意見や評価を反映し、取締役会において決定致します。また、監査役候補の選任に当たっては、当社の企業としての社会的責任を確保しつつ、中立的・客観的に監査を行う事ができる候補者であるかどうかを基準とし、監査役会の同意を得て、取締役会において決定しています。
また、解任に当たっては、①公序良俗に反する行為を行った場合、②健康上の理由から職務の継続が困難となった場合,③職務怠慢により、著しく企業価値を毀損させた場合等 総合的に判断したうえで、客観性及び透明性を高めるため任意の諮問員会の審議、助言・提言を受け 取締役会で決定致します。

(5) 当社は、経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補者の指名・解任に際し、社外取締役・社外監査役等で構成される任意の諮問委員会の意見や評価を反映し、取締役会において決定致します。取締役候補者の選任理由は定時株主総会招集ご通知に記載しております。

【原則4－1 取締役会の役割・責務（1）】
補充原則4－1－1
当社は、経営戦略や業務執行上の重要課題を取締役会にて意思決定し、取締役会に次ぐ意思決定機関としての経営会議においてそれを補完し・実効性を高める体制を構築しています。
取締役会は原則として毎月1回、及び必要に応じて臨時に開催しており、取締役10名(社外取締役2名含む)、監査役3名(社外監査役2名含む)を構成員としております。
また当社は業務執行機能の強化を目的に執行役員制度を導入しております。
経営会議は代表取締役の諮問機関として、原則として毎月1回開催しております。議長である代表取締役社長以下取締役9名(社外取締役2名含む)、執行役員4名で構成し、監査役・内部監査室長は経営会議に出席し、意見を述べる事ができます。
経営陣に対する委任の考え方として、法令及び定款に定められた事項、一定金額以上の投融資案件、基幹人事等、当社のコーポレートガバナンス及び連結業績に多大な影響を及ぼす議案については取締役会において意思決定し、経営会議では、取締役会で決定された方針の具体化やリスク管理、内部統制活動の実効性を確保する役割を担っております、
執行役員は、各事業分野の統括部門責任者として配置され、取締役会・経営会議で決定された事項に基づき、統括部門における業務遂行の実施責任を負っています。

【原則4-9．独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社は、会社法及び東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえ、取締役会で審議検討することで独立社外取締役候補者を選定しています。
なお 2018年11月1日付で当社独自の社外役員の独立性判断基準を制定。現在独立社外取締役2名は本基準に沿った人物であります。今後これに基づき社外取締役の独立性判断基準とし候補者を選定します。

【原則4－11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
補充原則4－11－1
当社は、取締役会において、より実効的な議論を活発に行う為の人数として、10名程度が適切であると考えております。尚、現在の取締役の人数は社外取締役2名を含め10名です。
取締役候補者については、社内外を問わず、人格・識見に優れた者を選定しており、特に社外取締役については、知識・経験・適性を持った専門家から選定し、様々な観点から当社の経営戦略や業務執行の監督し、当社の企業価値向上が図れる様に、取締役構成員のバランスに配慮しております。
また、取締役の選任にあたっては、社外取締役・社外監査役等を構成員とする任意の諮問委員会の意見や評価を反映し、取締役会において決定しております。

補充原則4－11－2
当社は、社外取締役を含む取締役・監査役の他社での兼任状況について、株主総会召集通知、有価証券報告書及びコーポレートガバナンスに関する報告書等によって、毎年開示を行っています。

【原則4－14 取締役・監査役のトレーニング】
補充原則4－14－2
当社では、取締役・監査役は、弁護士等の専門家から会社法等関連法令に関するレクチャーを定期的に受ける等、取締役・監査役としての職務遂行に当たり必要となる法令知識の習得に努めています。

また、社外取締役・社外監査役に対しては、当社グループの事業理念・事業の状況・課題等の理解を深める事を目的として、適宜当社事業・課題等についての説明や、工場等の製造現場視察を実施する等の施策を講じております。

【原則5－1 株主との建設的な対話に関する方針】
当社では、経営管理室をIR担当部署としています。決算説明会は年2回(期末・第2四半期)、東京・大阪にて開催し、経営トップ自らが株主・投資家との対話を実施しています。また、当社ホームページにてIR年間スケジュールや説明会資料を開示しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
松岡　信夫	1,098,432	21.07
松岡　栄子	237,567	4.56
GMB従業員持株会	157,970	3.03
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	140,900	2.70
松岡　祐広	124,813	2.40
金本　順子	120,406	2.31
松岡　祐吉	109,125	2.09
庄司　聖吾	104,078	2.00
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	99,700	1.91
具　綾子	84,813	1.63

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	輸送用機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長 更新	社長
取締役の人数 更新	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
梁　亨恩	他の会社の出身者											
波多野　憲昭	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
梁　亨恩	○	―――	梁亨恩氏は、異業種での管理者としての豊富な経験と高い見識に基づき、客観的で広範かつ高度な視野からの助言を当社の経営に活かせていただけるものと考えます。 また同氏は、上記の他、当社役員との間で独立性を疑われるような属性はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員として選任いたしました。

波多野　憲昭	○	―――	波多野憲昭氏は、税理士として財務、会計に関する高い専門性と豊富な経験を有しており、客観的な視点により経営に関与していただけるものと考えております。 また同氏は、上記の他、当社役員との間で独立性を疑われるような属性はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員として選任いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

社外監査役を含め、会計監査人と、監査計画、実施状況、リスク対応等について随時に意見交換、連携を図っております。
内部監査室との連携については、内部監査計画、監査状況の報告書の連携や、意見交換を都度実施し、連携を深めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
中川　雅晴	他の会社の出身者													
平山　菊二	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

中川　雅晴	○	―――	中川雅晴氏は、公認会計士として財務および会計に関する高い専門性と豊富な経験を有しており、当社を外部から客観的な立場で管理体制を強化、監視していただけるものと考えます。 また同氏は、上記の他、当社役員との間で独立性を疑われるような属性はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員として選任いたしました。
平山　菊二	○	―――	平山菊二氏は、異業種における経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、客観的な視点により経営・業務執行に対する監査をしていただけるものと考えます。 また同氏は、上記の他、当社役員との間で独立性を疑われるような属性はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員として選任いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	4 名

その他独立役員に関する事項

・当社は　独立役員として　4名（内社外取締役2名、社外監査役2名）を選任しております。
・社外取締役、社外監査役の独立性に関する基準・方針については設けておりませんが、一般株主と利益相反の生じる恐れがなく、異業種の経　験を活かし独立した客観的な立場で経営層にアドバイス、監視できる社外取締役、社外監査役を独立役員として選任します。
・当社の取締役会の構成を考え、以上の4名が外部からの客観的・中立の立場で経営監視の機能を発揮、強化を図っており、当社の経営監視体　制が十分に機能できるものと判断しております。
・当社は、会社法及び東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立性判断基準を定めております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他

該当項目に関する補足説明 更新

・2007年７月に報酬体系の見直しを行い、役員賞与を廃止して確定報酬額内での支給としております。
・当社は、当社の社外取締役を除く取締役に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、新たに譲渡制限付株式制度を導入することを、2019年6月21日開催の第57改定時株主総会において承認いただいております。また、上記の譲渡制限付株式制度と同様の譲渡制限付株式を、当社の執行役員に対し、割り当てる予定です。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役の員数と報酬総額を開示しております。
2019年３月期における取締役報酬は、取締役10名に対し総額224百万円であります。
※取締役９名に対する、当事業年度に係る役員退職慰労引当金として計上した引当金繰入額18百万円が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

基本報酬は役職、職責、世間水準及び従業員とのバランスを勘案し、株主総会で承認された範囲内において、その額及び配分を取締役については、取締役会の協議により決定しています。
なお、基本報酬については、定額報酬を採用し、役員賞与は廃止しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役に対しては、取締役会の招集に際し、総務部を通じ社内役員と同様の資料を事前に配布し業務執行の情報を共有しております。
社外監査役に対しては、常勤監査役を通じ各種の情報等連絡を行っており、監査業務等は総務部・経営管理室がサポート対応しています。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 更新

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
松岡　信夫	相談役	海外子会社に関し、経験及び知見に基づき助言	常勤（報酬有）	2019/06/21	1年更新

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 更新　1 名

その他の事項

―――

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

・最高決定機関である取締役会は、代表取締役社長を議長として、原則毎月初に行われ、経営の意思決定を行うとともに、業務の執行を監督しております。
・会社の業務執行についての意思決定のスピード化、リスク管理、内部統制活動の実効性を図る目的で、取締役会に次ぐ重要な意思決定機関として、また代表取締役の諮問機関、補助機関として、代表取締役社長を議長とし、取締役及び執行役員で構成する「経営会議」を原則月１回開催しておりま
す。
・監査役は、監視機能を適切に果たせるよう取締役会に出席し、経営トップとの意見交換を都度行い、経営・業務執行の課題を共有した上で、独立した外部からの視点で監査を実施し、牽制機能を果たし、監査報告を取締役会を通じ報告することになっております。
内部監査室は、代表取締役直轄のもと、専任1名と、必要に応じて代表取締役の選任した補助者により、各業務執行部門および子会社の監査を定期的に実施しております。
会計監査につきましては、有限責任監査法人トーマツを選任し、会計監査を受けております。
・監査役、内部監査室および会計監査人は、監査計画、実施状況、リスク対応等について必要の都度相互の情報交換・意見交換を行うなどの連携を密にして、監査機能の向上を図っております。
・当社は監査役会設置会社ですが、取締役の人事と報酬について、社外取締役、社外監査役等で構成する任意の諮問委員会を構成し、適切な助言と関与を求め、統治機構の充実を図っております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、常勤監査役1名と外部からの視点で監視・監査機能を果たし実効性を高めるため社外監査役2名が、グループ全体のリスクマネージメントの監視を含む経営の監査を行っています。
また、より経営の透明性を確保するため社外取締役2名を選任し、客観的な立場で経営層へのアドバイスを受けております。
社長を議長とする取締役及び執行役員で構成する「経営会議」を設け、業務執行、リスク管理、法令遵守等について協議し迅速な意思決定と効率的な業務執行を行う体制をとっており現状の体制で十分機能していると判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主が十分な議案の検討判断を行う時間の確保ができるように、召集通知の早期開示に努めています。
集中日を回避した株主総会の設定	例年、総会集中日を避けて開催日設定を行うと共に、開催場所を決定しています。
その他	株主総会に対する会社としての姿勢･方針として、当社は総会日当日の開始時間までを利用 し、当社の会社概要をビデオ放映することで紹介しております。また、議事進行を早めるので はなく、株主のご意見を十分聴取し、議論の充実に努め、営業内容、業績等を十分ご理解いた だくように運営しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成･公表	会社の情報開示に当たっては、ディスクロージャーポリシーを定め、金融商品取引法等の関連法令や証券取引所の定める規則に則った適時適切な情報開示を行うとともに、当社ウェブサイト上での情報開示等により、情報の即時性･公正性を目指しております。	
アナリスト･機関投資家向けに定期的説明会を開催	中間･期末の決算発表後1～3週間後を目途に、それぞれ大阪･東京で各1回ずつ説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、中間･年次報告書、適時開示資料をファイルとして掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営管理室が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業の社会的責任を十分認識し、企業統治の基本に基づき、法令順守に係る当社の「行動基 準」および「社内行動規範」を制定し、周知徹底するように研修を継続していきます。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	安全衛生委員会が中心となり工場内の定期的な巡回（月1回）により安全衛生、環境等に関しチェックし、職場環境･安全予防リスク対策等体制を敷き取り組んでおります。また2011年2月ISO14001認証取得し、省エネ対策、産業廃棄物の削減、リサイクル等継続的に取り組んでおります。CSR活動の一環として、定期的に献血活動（年2回）、周辺地域の清掃活動、地域学生のインターンシップ、工場見学の受け入れ等、地域の関係団体等と連携し地域に密着した取組をしております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	公正、透明性のため当社情報の適時開示は、経営管理室が担当部署となり、開示内容の検証 と開示資料の作成、迅速な適時開示を行える体制をとっております。
その他	役員の女性登用は　現状では役員には女性はおりません。 男女を問わず能力、資質等を勘案し選定する計画です。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1．取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
(1)当社は、企業理念・事業目的に沿った経営活動が取締役により実践されているかを牽制・監督する組織として監査役・監査役会を設置している。
(2)当社の企業風土や内部環境の整備として、「企業行動指針」および社員の守るべき規範「社内行動規範」を制定し、法令順守と社会倫理の遵守を代表者が、その精神を取締役、全従業員に対し周知徹底を図るため継続的に啓蒙する。
(3)コンプライアンス体制は、統括部署を総務部に置き、社長が委員長となりコンプライアンス委員会を設け、各所属部署長がコンプライアンス担当者となり、職員への啓蒙活動、指導相談等周知徹底を図る。
(4)反社会的勢力に対しては、企業行動指針に基づき一切関係を遮断し、全社一体の毅然とした対応を徹底する。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理は「文書取扱規程」に基づき、当該情報を文書管理する。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1)コンプライアンスに係るリスク管理は、統括部署を総務部に置き、社長が委員長となりコンプライアンス委員会を設け、「コンプライアンスマニュアル」を作成 し、全社員への周知徹底を図る。また、リスク管理状況をコンプライアンス委員会および経営会議・取締役会へ報告し、未然防止に努める。
(2)各業務に関するリスクに対する管理体制は、各業務部門で内部統制システム上での体制を敷き、経営管理室が総合的に統括し未然防止に努める。
(3)代表取締役社長の直轄する部署としての内部監査室を充実し、監査機能で牽制し、各部門のリスク管理を強化する。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1)取締役会は、原則月1回毎月初に定期的に開催し経営の意思決定を行うとともに業務の執行を監督する。
(2)戦略や目標を定めた中期経営計画を定め、その目標を達成するため、各部門で諸施策と年次経営計画を策定し、月次の取締役会で取締役の業務執行状況の監視・監督を行う。
(3)取締役会に次ぐ重要な意思決定機関としての「経営会議」を設置し、事業計画の遂行状況のチェックをはじめ、内部統制に関する報告、フォローアップ、リスク案件の協議を行い、統制活動の実効性を高める。

5．当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制
(1)当社の企業理念・行動指針・社内行動規範を指導し周知徹底を図る体制をとり、当社および当社グループ各社間で協議・情報の共有化、指示・要請が効率的に行われる体制を構築する。
(2)内部監査部署は、当社および当社グループ各社の内部監査を実施し、その結果を当社および当社グループ各社の取締役会および監査役会に報告する。

6．監査役がその職務を補助すべき使用人をおくことを求めた場合における当該使用人に関する事項およびその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、内部監査室員から監査役を補助すべき使用人として指名することができる。監査役が指定できる補助すべき期間中は指名された使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役および所属部署責任者等の指揮命令はうけないものとする。

7．取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
取締役、使用人は、監査役に対して、当社およびグループ会社に重大な影響を及ぼす事項、コンプライアンスの相談窓口への通報状況およびその内容を速やかに報告する体制を「内部通報規程」に制定し整備する。

8．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、監査機能を適切に果たせるよう、取締役会等の重要会議に出席している。また、監査役は、経営トップ、監査法人、内部監査室をそれぞれ定期的に、また随時に意見交換を行い、経営業務執行の課題を共有した上で、独立した外部からの視点で監査牽制機能を果たし監査報告を取締役会を通じて報告する。

コンプライアンス体制の整備状況
・当社の経営理念を具現化するため、コーポレート・ガバナンスの考え方に基づき「企業行動指針」・「社内行動規範」を制定しております。また、社内により浸透させるため、規範遵守のためのマニュアルを作成し、研修活動を継続的に行い、周知徹底と社内体制の充実に取り組んでおります。
・社内通報体制として、「内部通報規程」を制定し、当社およびグループに重大な影響を及ぼす事項、コンプライアンス等の相談窓口への通報状況、その内容を速やかに報告する体制をとっております。

リスク管理体制の整備状況
・コンプライアンスに係るリスク管理は総務部内で統括し、社員の基本となる行動基準およびコンプライアンスマニュアルを作成し、リスクを未然に防止するための社内管理の充実・リスクの把握に努めております。
・個人情報保護方針に沿って、個人情報管理の徹底を図るとともに、情報システム管理規程の整備により情報管理体制を徹底し、リスクの未然防止に努めております。
・各業務のリスクに対する管理の体制は各業務部門で内部統制システム上での体制を敷き、経営管理室が総合的に統括し、未然防止に努め、また社長直轄である内部監査室による監査機能で牽制し、リスクに対する管理をより強化しております。
・全社のリスク案件を把握、協議し、より管理の実効性をあげるため、経営会議を原則毎月1回開催し、管理強化に努めております。

※参考資料「模式図」：巻末「添付資料」をご覧ください。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

・当社の行動指針のひとつとして「反社会勢力との関係遮断」を誓い、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力とは一切関係を遮断し、全社一体で毅然とした対応を徹底しております。
・また、当社職員のための「社内行動規範」の中に、「反社会的勢力との取引禁止」を設け、全社員に反社会的勢力に対しては、断固たる毅然とした態度をとることの周知徹底を図っております。
・奈良県企業防衛対策協議会に加入し、毎年同協議会の総会時に「反社会的勢力との関係遮断」を県警本部に対して誓い、また各警察所属署の所管部との連絡を密にし、情報の収集や管理徹底を図っております。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

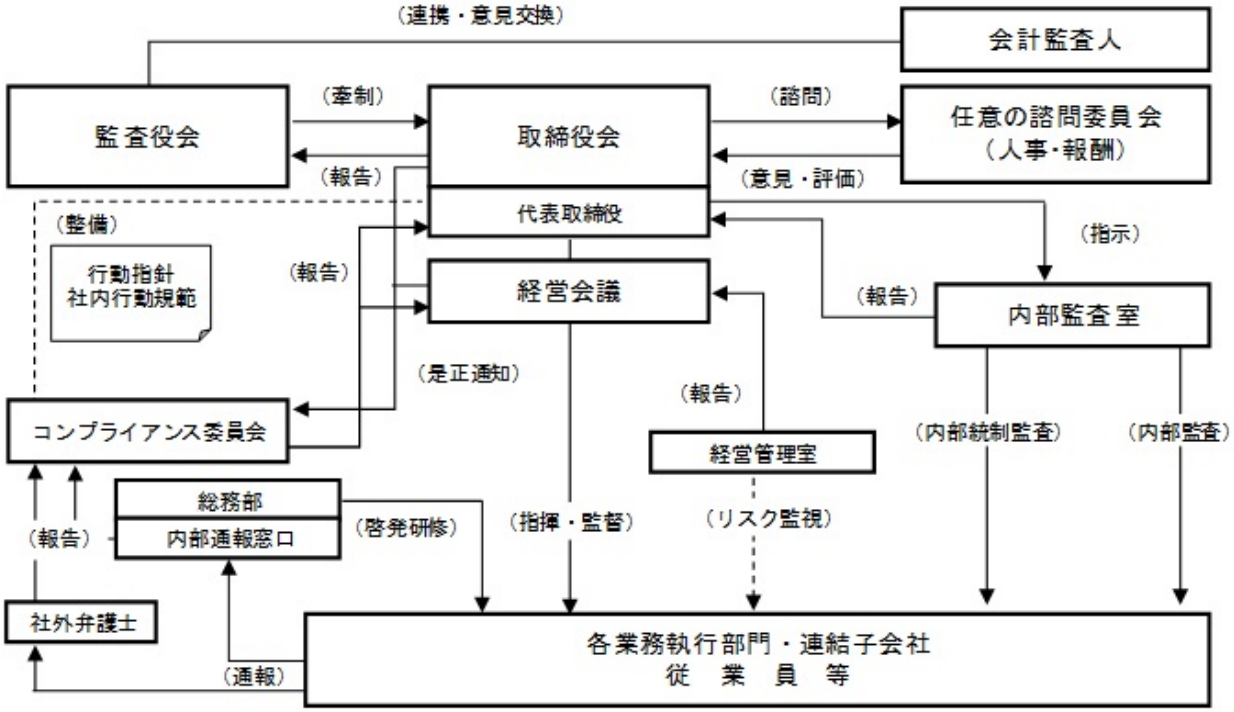
―――

2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

1．適時開示に係る基本方針
当社行動指針に様々なステークホルダーとのコミュニケーションを行い、企業情報を積極的かつ公正に開示することを基本とする旨を規定しております。

2．適時開示に係る社内体制
(a) 決定事実･決算情報
適時開示要件に該当する事項及び決算情報について取締役会において決議･承認された場合には、管理部門担当取締役から経営管理室長に直ちにその内容が伝達され、経営管理室による開示内容の検証と開示資料の作成及び迅速な適時開示を行える体制を敷いております。上記に述べた取締役会による重要事項の決定は、出席監査役の監視の下、妥当且つ合理的な意思決定が行われております。
(b) 発生事実
当社の社内規程「インサイダー取引等の管理に関する規程」において、人事･総務を統括する総務担当取締役が「総括情報管理責任者」となり、総務部長が「情報管理責任者」として、内部情報収集と情報管理を行う制度をとっております。内部情報は、総務担当取締役へ集約され、開示要件に該当する事実と判断された場合には、直ちに経営管理室長に伝達され、経営管理室が発生事実のチェックを行う体制をとっております。チェック後、開示すべき発生事実については、経営管理室から代表取締役へ報告し、遅滞なく開示手続をとることとなっております。
(c) 企業集団に係る適時開示手続き
当社は子会社11社および関連会社1社を有しております。全ての会社より月次決算概要報告を翌月の20日頃までに報告を受けており、重要事項につきましては、総務担当取締役への情報連絡の手続きがとられた後、上記(a)、(b)のとおり運営されております。

【参考資料：模式図】


（連携・意見交換）
会計監査人
監査役会
（牽制）
取締役会
（諮問）
任意の諮問委員会
（人事・報酬）
（報告）
（意見・評価）
代表取締役
（整備）
行動指針
社内行動規範
（報告）
経営会議
（指示）
（報告）
内部監査室
（是正通知）
（報告）
コンプライアンス委員会
経営管理室
（内部統制監査）
（内部監査）
総務部
内部通報窓口
（報告）
（啓発研修）
（指揮・監督）
（リスク監視）
社外弁護士
（通報）
各業務執行部門・連結子会社
従　業　員　等